

# 第 2 2 6 回

## 港区都市計画審議会議事録

平成 2 8 年 1 月 1 3 日 (日)

港区役所 議会棟 1 階 第 5 ・ 6 委員会室

次 第

(1) 港区都市計画審議会委員委嘱式

(2) 審議事項

①東京都市計画道路幹線街路補助線街路第332号線の追加について

②東京都市計画土地区画整理事業品川駅周辺土地区画整理事業の決定について

③東京都市計画道路都市高速道路第1号線の変更について

④東京都市計画道路都市高速道路第3号線の変更について

委員の出欠状況

◎学識経験者委員

氏名	出欠状況	
阿久津隆文	出席	
池邊このみ		欠席
今村芳恵	出席	
乗原康雄	出席	
高見沢 実	出席	
高橋洋二	出席	
只腰憲久	出席	
宮脇 勝		欠席
望月義也	出席	

◎区議会議員委員

氏名	出欠状況	
うかい雅彦	出席	
近藤まさ子	出席	
二島豊司	出席	
杉本とよひろ	出席	
七戸 淳	出席	
大滝 実	出席	

◎関係行政機関委員

氏名	出欠状況	
永井秀明代理 中川	出席	
本間 均代理 福田	出席	

◎区の住民委員

氏名	出欠状況	
香川正志	出席	
富岡 晃	出席	

午後2時00分 開始

【坂本都市計画課長】 お待たせいたしました。ただいまから第226回港区都市計画審議会の開会をお願いいたします。

本日は池邊委員、宮脇委員におかれましては、所用のため欠席との連絡が入っております。

また、関係行政機関委員でございます愛宕警察署長の本間委員の代理といたしまして、福田警務課長が代理で出席されております。なお、芝消防署長の永井委員の代理として、中川予防課長が出席される予定になっておりますが、現在遅れているようでございます。

本日は、開会に先立ちまして、新たにご就任されました区議会委員の方に、武井雅昭区長から発令通知書をお渡しいたします。自席でお待ちください。

二島豊司委員でございます。

(区長発令通知書手交)

【坂本都市計画課長】 新たな委員の任期でございますが、平成28年3月31日までとなっております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、武井雅昭区長から委員の皆様にご挨拶を申し上げます。

【武井区長】 皆様、こんにちは。港区長の武井雅昭です。

本日は、大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただいま、二島豊司港区議会議員に、都市計画審議会の新たな委員としてご就任をいただきました。

都市計画審議会の運営と港区の街づくりの推進のために、格別のお力添えをいただきますよう、どうぞよろしくをお願いいたします。

さて、本日、諮問いたします案件は4件ございます。

最初に、品川駅周辺のまちづくりに関連する案件といたしまして、1件目が都市計画道路に補助線街路第332号線を追加する都市計画変更、2件目が品川駅周辺土地区画整理事業の都市計画決定です。

次に、都市計画道路の変更といたしまして、3件目が、都市高速道路第1号線の変更、4件目が、都市高速道路第3号線の変更です。

まず、品川駅周辺につきましては、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2014」において、拠点性を高める道路ネットワークの構築など、都市基盤整備の方向性が示されており、

補助線街路第332号線は、品川駅・田町駅間に設置される新駅と国道15号の接続とともに、交通の円滑化を図るため、都市計画道路に追加するものです。また、土地区画整理事業は、これらの都市基盤施設を整備するため、都市計画決定するものです。

次に、都市高速道路については、首都高速道路の橋梁をかけかえるなどの大規模変更に当たり、1号線及び3号線の都市計画変更が必要になったことから、これに合わせてそれぞれの全線にわたって車線の数を都市計画に定めるものでございます。

本日、ご審議いただきます案件は、良好な市街地環境の形成を目指す上で、まちづくりの推進に寄与するものと考えております。十分にご検討の上、ご答申をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

**【坂本都市計画課長】** ありがとうございます。区長は公用のため退席させていただきます。

**【武井区長】** どうぞよろしくお願いいたします。

(区長退席)

**【坂本都市計画課長】** それでは、高橋会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

**【高橋会長】** それでは、第226回港区都市計画審議会を開会いたします。

本日は、お手元の日程表のとおり、審議事項が4件ございます。

おおむね16時を目安に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

審議事項①が東京都市計画道路幹線街路補助線街路第332号線の追加についてです。

審議事項②が東京都市計画土地区画整理事業品川駅周辺土地区画整理事業の決定についてです。

審議事項③は東京都市計画道路都市高速道路第1号線の変更について、審議事項の④が東

京都市計画道路都市高速道路第3号線の変更についてです。

審議事項①と②、それから③と④につきましては、それぞれ関連がございますので、事務局から一括して説明をお願いしたいと思います。

それぞれの案件の説明の後、質疑を行いまして、採決を行いますので、よろしくお願いたします。

それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

**【坂本都市計画課長】** 最初に、資料の確認をさせていただきます。事前にご送付いたしました資料として、資料目録とともに、資料1が、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第332号線の変更案の計画図書と理由書、資料2が、東京都市計画土地区画整理事業品川駅周辺土地区画整理事業の決定案の計画図書と理由書でございます。

そして、参考資料1が、東京都市計画地区計画品川駅周辺地区地区計画の決定案の計画書、参考資料2が、品川駅周辺地区の街づくりについてまとめた資料でございます。

続きまして、資料3が、東京都市計画道路都市高速道路第1号線の変更案の照会文及び計画図書と理由書、資料4が、東京都市計画道路都市高速道路第3号線の変更案の照会文及び計画図書と理由書でございます。

続きまして、本日、席上に配付しております資料でございます。

まず、日程表でございます。

次に、当審議会宛ての付議文の写しが1枚、諮問文の写しが2枚ございます。

また、港区都市計画審議会委員・幹事名簿がございます。

そして、席上配付資料目録とともに、国家戦略都市計画建築物等整備事業にかかる案に対して提出されました意見書の要旨、そして、席上配付資料1が、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第332号線の追加について及び東京都市計画土地区画整理事業品川駅周辺土地区画整理事業の決定についてに関するパワーポイントを印刷したもの、席上配付資料2が、東京都市計画道路都市高速道路第1号線の変更について及び東京都市計画道路都市高速道路第3号線の変更についてに関するパワーポイントを印刷した資料となっております。

本日の資料は以上でございます。不備はございませんでしょうか。

それでは、審議事項①東京都市計画道路幹線街路補助線街路第332号線の追加についてご説明させていただきます。

事前送付いたしました資料1と参考資料2をごらんいただきたいと思います。これらの資料に沿ってこの後ご説明いたしますが、本日配付いたしました席上配付資料1のとおり、パワーポイントも用意しておりますので、あわせてごらんいただければと思います。

まず、参考資料2をごらんください。資料の左下の位置図をごらんいただければと思います。品川駅周辺地区は、オレンジ色の実線で囲まれた区域で、国道15号線の東側に位置し、JR車両基地跡や山手線電留基地、京急線線路敷を中心とした約18ヘクタールの区域となります。東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせて暫定開業される新駅を中心とした品川駅北周辺地区、赤い実線で囲まれた区域です。それと、品川駅西口広場を中心とした品川駅街区地区、青い実線で囲まれた区域です。この2つに分け、段階的に整備を進めていく計画となっております。

次に、その右側の都市基盤計画図をごらんください。青色の一点鎖線で囲まれた区域が品川駅周辺地区地区計画の区域となりまして、東京都案件として、品川駅北周辺地区を再開発等促進区及び地区整備計画の区域とするとともに、地区幹線道路、区画道路、街区公園などについて、国家戦略特別区域法に基づく区域計画に定めることになっております。今回これに関連する港区案件といたしまして、赤い実線で示しました都市計画道路と太い黒の実線で囲まれた区域を土地区画整理事業の区域として国家戦略特別区域法に基づく区域計画に定めることとなります。

ここで、パワーポイントをごらんいただきたいと思います。

本日の2つの案件につきましては、いずれも国家戦略特別区域法の手続による案件となりますので、都市計画決定までの流れについてご説明させていただきます。

国家戦略特別区域法第21条において、都市計画法等の特例が定められており、国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けることで都市計画の決定、変更があったとみなすと規定されております。

東京圏区域会議のもとに、国、東京都、関係区、また事業提案者で構成する東京都都市再

生分科会が設置されており、この分科会が都市計画の案を作成し、公告縦覧を行います。そして、東京都案件につきましては、東京都都市計画審議会に、港区案件につきましては、港区都市計画審議会に付議されることとなります。

品川駅周辺地区につきましては、地区計画の決定が東京都都市計画審議会に付議され、都市計画道路の変更及び土地区画整理事業の決定につきまして本日当審議会に付議されたものでございます。今後、当審議会での議を経て、東京圏区域会議が認定申請を行い、内閣総理大臣により認定されますと、都市計画の決定、または変更がされたこととなります。

次に、計画地の現状についてでございます。計画地は、J R車両基地の整備に伴う大規模な土地利用転換が図られようとしております。また、京急線品川駅の地平化及び2面4線化が計画されております。さらに山手線、京浜東北線の新駅が品川駅と田町駅の間に整備される計画となっております。

次に、関連する都市計画についてでございます。水色の線で囲まれた区域について、適切な土地利用を誘導するため、再開発等促進区を定めるとともに、地区整備計画に必要な地区施設を定めます。また、図の青い線で囲まれた区域ですが、環状4号線へのアクセス路のうち、国道15号から新駅を結ぶ区間について都市施設として都市計画道路に追加いたします。そして、図の赤い線で囲まれた区域について、都市基盤を整備する都市計画事業として土地区画整理事業を定めます。

次に、品川駅周辺地区地区計画についてでございます。世界中から先進的な企業と人材が集い、多様な交流から新たなビジネス・文化が生まれるまちづくりを推進する中で、駅前広場を介しまちと一体化する新駅の整備と、品川駅と新駅を核とした国際交流拠点の実現に向けて、風の道等に配慮しつつ、国際競争力強化に資する高質な機能が集積する複合市街地を形成することを地区計画の目標として掲げております。

そのほか主要な公共施設として、紫色で示しました地区幹線道路、第2東西連絡道路の整備が緑色の斜線で示しました街区公園の整備、また地区施設といたしまして、青い点線で示しました区画道路の整備などを定めております。

なお、品川駅周辺地区地区計画につきましては、東京都案件の都市計画となりますので、

参考資料1として、都市計画案の計画図書を配付しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

それでは、東京都市計画道路幹線街路補助街路第332号線の追加についてご説明させていただきます。資料1の3ページ、一番上をごらんください。国家戦略都市計画建築物等整備事業を定める理由書でございます。その下から4行に記載のとおり、品川駅・田町駅間に設置される新駅との接続とともに交通の円滑化を図り、健全な市街地の発展に寄与するため、都市計画道路の追加に関し、国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めるものでございます。

1ページをごらんください。計画書でございます。種別は幹線街路、名称は番号が補332、路線名が補助線街路第332号線となります。位置は、起点が高輪二丁目、終点が港南二丁目、区域は、延長が約390メートルでございます。構造は、構造形式が地表式、車線の本数が2車線、幅員は18メートルでございます。幹線街路、これは国道15号線ですが、こちらと平面交差する構造となっております。

2ページをごらんください。計画図でございます。図の赤く着色した部分が新規追加する補助線街路第332号線でございます。図の中央に点線で囲んだ新駅広場と放射第19号線、国道15号線を結ぶ計画となっております。

続きまして、審議事項②東京都市計画土地区画整理事業品川駅周辺土地区画整理事業の決定についてご説明させていただきます。資料2をごらんください。

計画書でございます。一番後ろの4ページをごらんいただきたいと思っております。理由書でございます。下から5行目に記載しておりますが、都市基盤施設の整備、敷地の整序を進め、土地の有効利用と都市機能の導入を図り、国際交流拠点・品川に相応しい業務、商業、文化、居住等の複合市街地の形成を図るため、土地区画整理事業の決定に関し、国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めるものでございます。

1ページをごらんください。計画書でございます。名称は、品川駅周辺土地区画整理事業、面積は約17.6ヘクタールでございます。

次に、公共施設の配置についてでございます。まず道路です。幹線街路として放射第19号線、幅員33メートルから55メートル、括弧内に示してございますが、事業区域内の幅



員は0メートルから3.75メートルとなっております。延長約190メートルを整備いたします。また、補助線街路第332号線、幅員18メートルから22メートル、延長約350メートルを整備いたします。そして、土地利用を考慮し、幅員6.5メートルから31メートルの区画道路を適宜配置いたします。

次に、公園及び緑地についてでございます。地区の北側と東側に約0.4ヘクタールの公園を配置いたします。

次に、その他の公共施設でございます。分流式及び合流式の排水施設を整備いたします。

次に、宅地の整備方針についてでございます。公共施設整備にあわせて、業務、商業、文化、居住等の複合的な土地利用を図ります。

2ページをごらんください。計画図でございます。一点鎖線で囲まれ、斜線で網かけした部分が土地区画整理事業の施行区域となっております。

3ページをごらんください。参考図でございます。土地区画整理事業で整備する公共施設の配置を示しております。

続きまして、今後のスケジュールについてでございますが、パワーポイントをごらんいただければと思います。

本日、当審議会において都市計画の内容についてご了承いただければ、東京圏区域会議が区域計画の認定申請を行い、内閣総理大臣により認定されますと、都市計画の変更、または決定がされたこととなります。

最後に、席上配付資料の意見書の要旨をごらんいただければと思います。国家戦略都市計画建築物等整備事業にかかる案に対して出された意見書の要旨と国家戦略特別区域会議の見解についてでございます。意見書は、地区内の1団体から1通提出されております。内容は、東京都及び港区の都市計画担当部署から当団体への直接意見聴取と説明のお願い、そして第2東西連絡道路のつくり方に関するご意見、代替地の確保を求める要望でございます。

区域会議の見解といたしましては、第2東西連絡道路について、東海道新幹線の橋脚などを避け、安全な道路線形を確保することなどを勘案した上で、その位置や幅員等を地区計画において主要な公共施設として位置づけたこと、また、利害関係者である当該団体に対して

は、当事者としての港区が移転、建てかえへの必要性についてこれまでも説明を行っており、今後も引き続き適切に対応することなどを示しております。

審議事項①東京都市計画道路幹線街路補助線街路第332号線の追加について、審議事項②東京都市計画土地区画整理事業品川駅周辺土地区画整理事業の決定についての説明は以上でございます。

**【高橋会長】** 事務局の説明が終わりました。

それでは、これから審議に入りたいと思います。ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

今2件、説明いただきましたけれども、案件ごとに審議いただきたいと思えますので、まず、1番目の東京都市計画道路幹線街路補助線街路第332号線の追加について、ご意見いただきたいと思えます。その後2番目の議論をいただきまして、最後に両方あわせてご質問等がありましたら、いただきたいと思えます。

**【只腰会長代理】** 補助332号線についてですが、パワーポイントの11ページに、補助332号線の新駅広場と点々で描いてありますが、これはいずれ決定する、または、駅前広場が必要であるという意味で描いてあるものだと思いますが、後で整備するものなのか、地区計画の中で都市計画決定をせずに整備するのか、もう一点が、同じく補助332号線が補助19号線との接続部分で一部線路から外れて、民地の部分をわたりますよね。少しの区間ですが、その部分が区画整理の区域からは外れていますが、その部分は、区が整備されるのか、だれが整備するのか、事業手法と事業主体を、わかれば教えていただきたい。

**【富田開発指導課長】** まず、1点目の新駅広場でございますが、地区計画の目標には、駅前広場を介して、まちと一体化する新駅の整備ということが掲げられてございます。この新駅広場につきましては、建築計画の中での整備を具体的には考えてございまして、将来的にも宅地部分を広場として整備する予定でございますので、都市計画決定を行うことはございません。

2点目の区画整理でございますが、都市計画道路につきましては全長で390メートルございます。そのうち350メートルにつきましては、今回の土地区画整理事業で整備いたし

ます。残りの入り口部分の40メートルにつきましては、今東京都が泉岳寺駅の大規模改良ということを検討してございまして、そちらにつきましては、今、東京都施行の第二種市街地再開発事業を検討してございまして、そちらの中で整備をしていくという形で、整備手法については土地区画整理事業と第二種再開発事業の2種類で整備するということとございます。

**【只腰会長代理】** 1点目については、これは都市計画の考え方ですが、駅ができて、都市施設として駅前広場を決めていくというのが基本的なルールだと思います。敷地の中で確保すると、敷地は容積が伴うわけで、駅前広場が容積の対象になるわけです。やはりルールとしては、駅前広場というのは都市の施設ですので、宅地の中にとるのではなく、都市施設としてとるべきだと思います。これは私の意見ですが、もし答弁があればいただきたいと思っています。

**【富田開発指導課長】** ご指摘のように、通常、都市計画に定めるべきでございしますが、今回はこのほかにも北口広場等の基盤も整備していくことを考えてございます。JRが新駅をつくり、駅と駅前広場において、一体的なまちのにぎわい等を創出したいということで、宅地ではありますが、駅前には、交通機能を確保した上で広場を整備するような形を考えてございます。駅前ということで、にぎわいの演出ですとか、自由度をある程度高めたいという部分もございまして、宅地として整備させていただきたいと考えてございます。

**【高橋会長】** そうしましたら、もう一つの区画整理事業としての案件と2件ありますので、1番目、2番目あわせてご質問、ご意見がありましたら、いただきたいと思います。大滝委員。

**【大滝委員】** まず、1点は、この地区内の土地所有者についてはどれぐらいいるのか、そして、その主な大規模な所有者の割合というのはどれぐらいあるのか。それから2つ目に、圧倒的にJR東日本、それから京急の所有ということになろうかと思えます。あとは小さな地権者が多いのではないかと思います。区画整理事業でいくと、減歩とって、これはご承知のように公共施設、道路とか公園とか、こういったものをつくるために無償で土地を減らされて換地をされるということになりますから、小さな地権者が不利

益をこうむらないように、区としてはどういった対策とか支援とか、やられているのかですね。

それから、3つ目は、この地区内の開発事業は主にはどこがやっていくのか、まずこの3点だけお伺いします。

**【富田開発指導課長】** まず、地区内の地権者の数でございますが、品川駅北周辺地区につきましては、土地所有者が29名、品川駅北街区につきましては49名、合計78名の地権者がございます。そのうちJR東日本が約18ヘクタール中14.9ヘクタール、京急さんが2.1ヘクタール、その他の地権者が1.0ヘクタールという形で所有関係がございます。

2点目の小さな地権者ということで、減歩を区として支援するというところでございまして、品川駅北周辺地区につきましては、来年度の区画整理事業の事業認可の取得を目指してございますので、地区内の地権者とまちづくりの手法について勉強会をしているところでございます。当然いろんな土地区画整理事業の仕組みや建物の集約化とか、いろんな課題についてご説明をして、不安等をお聞きしながら、意見交換をしながら、まちづくりについて進めているところでございます。

開発につきましては、具体的な開発計画についてはございませんが、当然JRさんの新駅や、先ほど申したように京急が地平化や2面4線化等いろんな事業が出てきます。その中で段階的な整備になりますので、まずは2020年の新駅の暫定開発にあわせまして、新駅までアクセスする道路等を先行的に整備する都市計画を今回打っていく形になります。

**【高橋会長】** 大滝委員。

**【大滝委員】** 去年の7月18日の日経では、ここの開発をJR東日本が進めていくということで、品川駅周辺は国の特区に指定されているため、税制優遇や規制緩和により外国企業の誘致を進める方針だと述べられているわけで、そういう意味では、小規模な地権者については、勉強会だけではなく、不利益をこうむらないように、事業者が税制優遇だとかを受けられるということですので、この事業者が、小規模地権者が不利益をこうむらないようにちゃんと支援をするという方向で進めるように、区としても支援をしてほしいと思います。勉強会だけではなくて、実際に、事業者にそういった支援を要請していくということで進め

てほしいということです。

それから、道路に関してですが、補助332号線でいえば、この赤い部分でいえば、平面道路としてつくられると思いますが、そのほかに区道とか地区内通路とか区画道路とか、さまざまな形で道路ができるわけなのですけども、それぞれの道路については、平面なのか、あるいは高架になっていくのか、それからお金も含めて誰が整備して、どこが管理をしていくのか。

それと、容積率はこれから決まるということですけども、この道路をつくることによって容積率が今後大きくアップをするということになっていくのではないかと思います、この補助332号線ができることによって現状では容積率がどれぐらいまで上がっていくのかについて、まずこの2つですね。

**【高橋会長】** 開発指導課長。

**【富田開発指導課長】** まず、道路につきましては、原則、平面でございますが、第2東西連絡道路、ここでいうJRの線路の下をくぐる部分がございますので、そこについては少し線路の下から上がってくるようなイメージで道路が整備されるような形になります。こちらは、区画整理事業の中で整備をしていく形になります。区画道路につきましてはと第2東西連絡道路につきましては、当然区道として管理していくこととなります。

容積率につきましては、現状は線路の部分が400%でございます、一部第1京浜に面した商業地域の部分が600%になってございます。お手数でございますが、参考資料1の2ページ、建築物等の整備の方針のところ容積率が記載されてございます。今回の地区計画で定められている都市基盤施設を整備することにより、容積率を段階的に、区域1から区域3が600%、区域4については700%、区域5については600%、区域6については700%とするとしてございます。

**【高橋会長】** 大滝委員。

**【大滝委員】** それから、先ほどありました7月18日の日経を読みますと、JR東日本がマンションやオフィス、商業施設が入る高層ビル8棟を建設する計画と報道されていたわけですけども、全体としてはどういう計画になっていくのか、高層ビルがここに並んでいく

と、先ほど風の道に配慮してということは言うておりましたけれども、実際どういった点が配慮されて、風の道がちゃんと確保できていくのかということについてですね。

それから、容積率も大幅にアップし、高い建物ができていくことになると、今後、羽田空港の機能強化に伴う新たな航路ということでは、品川駅上空を高度450メートルぐらいで飛行機が飛ぶというようなことも計画がされているようですけれども、そういったことでの影響が出てこないのかどうかということですね。

それと、あわせて、もう一つ、参考資料1に、業務、商業、研究、交流、カンファレンス、宿泊、居住、教育、文化などの多様な機能が集積する魅力ある新拠点形成していくと書かれていますので、これでいけば、強力な集客力、それから全てがここでそろっていくといえますか、そういったいわば自己完結型の都市がここでできるということになれば、周辺では今新駅への期待というのは非常に大きいわけですが、周辺への経済効果というのは実際あるのかということ、私がちょっと心配しているのは、逆にここに集められて、周辺に逆の効果といえますか、そういう心配があるのですけれども、どう考えられているのか。場合によっては回遊性を高めるための対策だとかも必要になってくるかもしれないけれども、その辺をどう見ているのか、この3点についてお聞きしたい。

**【高橋会長】** 開発指導課長。

**【富田開発指導課長】** まず、1点目の新聞報道の件でございますが、確かに日経でそういう新聞報道があったことは事実として見てございます。しかしながら、今回、まずは2020年の新駅の暫定開業に向けた基盤整備、特に都市計画道路332号線のように、新駅までアクセスするような基盤をつくっていくというまちづくりをまず第1段階としてございます。一方、JRが8月31日にプレスした内容でいきますと、2020年の暫定開業を目指すとともに、まちづくりについて検討を進めているということございまして、具体的な建物計画については、まだ公表されていない状況で、区としても把握してございません。

2点目の風の道につきましては、品川駅周辺のまちづくりガイドラインの中で風の道の確保について書かれてございます。その一環として、今、区画整理の中で街区公園につきましては風の道に当たるということで、第1弾目として、そこについては風の道に配慮したとい

うことで、今後も建物計画が進められるに当たってのガイドラインに基づいて、風の道については確保していきたいという考えでございます。

3点目の魅力ある新拠点を形成していくということで、周辺への影響ということが3点目でもございました。当然品川駅につきましては、2020年の暫定開業、2027年のリニア中央新幹線の東京・名古屋間の開業など、段階的にまちづくりが進められているということでございます。

この地区計画にもございますように、歩行者ネットワークやオープンスペースなど、にぎわいについてもガイドラインにも書かれてございますが、今後、一体的なまちづくりをしていく中で、にぎわいを演出し、将来的にはエリアマネジメントみたいな形で地域が一体となってまちづくりが進むような形で、まちづくりを誘導していきたいと考えてございます。

**【高橋会長】** 大滝委員。

**【大滝委員】** 具体的な計画はできていないということなので、これは要望にしておきますけども、居住者の規模や、それからビルの稼働人数というの、やっぱり早く計画をつくらないと、区としても、これまでも芝浦アイランドみたいな大きな建物ができたときに、保育園だとか、学校だとか、いろんな公共施設だとか、いわば後追いみたいになっていくということもあるので、そういう意味では区にとっても早目に計画をつかんで、対応策をとっていくことはあると思うので、これは要望しておきます。

あと、最後に、第2東西連絡道路の整備について、今意見書にもありましたけども、新駅から品川とか芝浦に車で行こうとすると、大変多くの車がここを通行するとも思うのですが、対策として、今カナルサイド高浜の移転について、実際、区がこれまでどう説明をされているのか。

それと、もう一つは、その先の道路の整備についてです。出口から出て、現在芝浦の側に行くのと、それから線路伝いに品川に抜けていく細い道がありますね。そこに多くの車が出てきたとき、その先の道が非常に狭いですね。今、新駅の工事車両と、これからリニアの工事車両がまた入ってくる、そういった中で、今ですら大変シビアになっているし、朝は保育園とか学校とか通勤者とかで大変多くの人があのところにいますけども、そういったことを

考えれば、その先の道路整備だとかというのも考えていく必要があると思いますが、その辺についてどうお考えでしょうか。

【高橋会長】 質問が2件と要望が1件です。開発指導課長。

【富田開発指導課長】 今、意見書が出ている団体は、第2東西連絡道路の整備の影響を受けるカナルサイド高浜という建物の3階部分についてのご意見を出されてございます。区といたしましては、当該団体を所管しております障害者福祉課が、意見書の趣旨に記載されておりますように、可能な範囲で丁寧な説明を8月から月1回のペースで行ってきております。しかしながら、区は支援策を現在検討してございますが、まだ具体的な支援策が決定していない状況にあり、当該団体が不安に思っていることから、このような意見書が出されたと考えてございます。

ここにあるように、都市計画部署でもどこまで理解しているのか、どのように考えているのか改めて意見聴取と説明をお願いするとございます。昨日、打ち合わせの場がありましたので、私からも説明をさせていただきました。当該団体につきましては、何とか道路が上を越えてできないのかとか、いろんなご意見を賜りました。しかしながら、東海道新幹線の橋脚など物理的な制約がある中で、安全で利便性の高い道路を整備するためには、カナルサイド高浜を建てかえざる得ない状況を改めて説明させていただきました。また、障害者福祉課からも、今後も引き続き支援策を検討していくことは改めて説明していただきまして、これからは支援策について区として検討していく形になります。

【岩崎土木計画担当課長】 道路の交通量ですけども、将来的には日に大体3,000台程度通るといことで計画しているところでございます。計画としては品川のまちづくりガイドラインには載っておりますが、カナルサイドから上がったところから直接旧海岸通りに接続するように計画していますが、そちらには、水処理センターがございますので、そういう計画は今できないということでございます。したがって、既存の道路を活用することになりますけれども、1日に全体で3,000台程度の交通量ということですので、今十分にはけると考えているところでございます。

【高橋会長】 大滝委員。



【大滝委員】 いずれにしろ、道路については、この計画とあわせて整備をしていかないと、はけるとは思えないですけども、ここで出されているように、世界で一番ビジネスしやすい環境を整備するということですね。 区民や、あるいは区にとっても大きな問題とか、課題というのはまだたくさん残っているのではないかと思いますので、ぜひそういった課題についてもさらに突き詰めていく必要があるのではないかとということを申し上げて終わります。

【高橋会長】 今村委員。

【今村委員】 道路整備のスケジュールを教えてくださいなのですが、今、新駅の開業に合わせて補助332号線を計画されているわけですが、この補助332号線からのアクセス路、いわゆる南におりていく道路と、あとは補助123号線と環4との接続ですとか、こういう道路の回遊性が整う時期というのは、いつごろを目指されているのでしょうか。

【高橋会長】 土木計画担当課長。

【岩崎土木計画担当課長】 補助332号線と環状4号線等との関連ということでお答えさせていただきます。補助332号線につきましては、2020年の駅開業までに整備させていただきたいと考えているところでございます。その先のアクセス路から環4につながるところでございますけども、こちらは東京都が今整備を計画していますが、片側2車線で2キロメートル以上ということになってございます。したがって、そういうこととなりますと、東京都の環境影響評価条例というものに該当しまして、今、環境現況調査を行っております。この環境現況調査の後に、その結果をもとに道路の設計等を行うこととなります。それについては、おおよそですけども、2年から3年ほどかかると聞いておるところでございます。その後、道路の設計等いたしまして、都市計画決定していくということでございます。最終的には東京都では2027年、リニア駅ができるまでにはそちらの環4は整備したいと言っておりますけども、今そのような計画ということになってございます。

【高橋会長】 杉本委員。

【杉本委員】 二点教えてくださいなのですが、まず、この補助332号線について、新駅との接続とともに交通の円滑化を図るという目的があり、駐車場のネットワーク化とい

うことが大事だと思うので、それには今後具体的に地域のルールも決めていくと思うのですが、もう一点は、自転車の通行に配慮した道路空間の整備、それともう一点は、歩行者ネットワークの構築という、大きく分けると3つの大事な要素があると思います。今後、補助332号線については、ここらの3つのポイントを考慮して進めていくと思いますが、そこら辺の現段階の構想をお示しできれば教えてもらいたいのが1点。

それと、2番目の土地区画整理事業の決定は、国家戦略特区に従ってさらに大きく計画を進めていくと思うのですが、まちづくりガイドラインの管理について都と区もかかわっているわけで、どのように今後管理をしていくのか。それと、都と区は必要に応じて今後も協議を進められていくと思うのですが、内閣総理大臣の認定がされた後も、こういった会議体がいかにされて、区と都と、さらには当然国もかかわるかもしれませんが、どのように連携し、事業を進めていくのか、いわゆるまちづくりのガイドラインの管理について教えてもらいたいのです。

**【高橋会長】** 土木計画課長。

**【岩崎土木計画担当課長】** まず、道路のご質問の件でございます。道路につきましては、今、歩道を3メートルか4メートルぐらいとりたいと計画しているところでございます。今ご質問にありました歩行者、自転車道につきましては、調整中でございますけれども、そのような形でしっかりと整備をしていきたいと考えております。

それから、駐車場の件でございますけれども、こちらにつきましては、建物の計画がまだはっきりしてございませんので、今後そちらもしっかり検討していきたいと考えているところでございます。

**【高橋会長】** 開発指導課長。

**【富田開発指導課長】** ガイドラインの管理についてご質問があったかと思えます。品川駅につきましては、ガイドラインでも4つの優先整備地区が定められてございます。一方、段階的なまちづくりということで、先ほども申しましたが、まず大事なのは2020年、次の段階としては2027年を目指してございます。段階的なまちづくりになっていきますので、国と区が連携する、かつ事業者と連携しながら、進捗管理をするとともに、地元区とし

て区民の安全・安心で快適なまちづくりを実現するために、地域の課題なんかにも取り組みながら、きちっとまちづくりを推進したいと考えてございます。

【高橋会長】 杉本委員。

【杉本委員】 当然地元区としても、特に周辺地域も含めてですけど、まちづくりの協議体というか、今後も活発に動いていくとは思いますが、そういった地域のまちづくりの対応についても、区は要望をしっかりと取り込んでいただきたいということが要望です。

【高橋会長】 二島委員。

【二島委員】 こちらの土地区画整理事業ですが、幹線街路2点については、幅員、延長が細かく出ていますが、土地利用を考慮して区画道路を適宜配置するというので、地区計画に区画道路1号から4号までが新設ということで載っているわけですが、土地区画整理事業の中で、明確にどこに道路を配置して、どのような幅員でどう街区を形成していくということを決めていくものかなと考えていますが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

【高橋会長】 都市計画課長。

【坂本都市計画課長】 都市計画として区画整理事業を定める場合に、名称、面積、公共施設の配置、それから宅地の整備方針、そして欄外になりますが、施行区域、こういうものを定めるということが規定されております。したがって、都市計画の中では3ページ目になりますが、地区計画で定められている公共施設を土地区画整理事業では参考図としてお示しする中で、こういうものを区画整理事業として整備していくとお示ししているところがございます。

【二島委員】 3ページ目の公共施設の配置ということで、これは地区計画と同じ図面ですよね。大体このあたりにこういうものをつくっていくということが地区計画の中で定められて、土地区画整理事業の中で全く更地のところに道路を配置することによって、そこに新しくできる街区がどういう接道になるとか、どういうアクセス性を持つとか、そういったことが具体的に区画道路として定められるのか。その区画道路を敷く方は誰になるのか、いつかということと、どなたがやるのか。

【高橋会長】 都市計画課長。

【坂本都市計画課長】 都市計画の位置づけにつきましては、参考資料1に記載のとおり、地区計画の中で定めるといふことになっております。ここで定めたものを公共施設の整備といふことで、土地区画整理事業で示してあるところがございます。今後土地区画整理事業を進めるに当たりましては、この都市計画が決定された後、事業認可などの段階で具体的な位置が明確にされていくと考えております。

【高橋会長】 都市計画では施行区域など、ここに書いてあることが定められるのですが、この後区画整理はいろいろと地権者がいるというお話もありましたけれども、区画整理法に基づいて事業計画の認可という手順がございます。換地とか、そういうものも含めですね。その段階で土地利用とか細かい区画道路などが明らかになってまいりまして、ここでは区域と都市計画で決める幹線街路が明らかになります。地区計画違って、わかりにくいと思いますが、そういう仕組みになっております。

【高橋会長】 高見沢委員。

【高見沢委員】 2点だけご質問したいと思います。環状4号について、今回審議しているエリアとの関係、どこで平面になっているか、あるいは場合によっては立体で来ているのかと、その辺を詳しく説明していただきたいのが1点。

それから、東京都決定ですけども、先ほど風の道への配慮という話がありました。これは結構重要だと思うのですが、地区計画での、風の道等に配慮しつつという内容です。この質問をなぜするかというと、私、港区の低炭素まちづくり計画にかかわらせていただきまして、地区計画の文章を読みますと、かなり都市機能を集積することこそが国際競争力を増すのだと読めてしまって、風の道に配慮しつつやるけれども、究極的には機能がいっぱい集中するのがよいと読めてしまいます。むしろ21世紀のまちづくりというのは、環境が非常にすぐれているとか、低炭素のまちづくりで非常に他にないイノベーティブなことをやっているとか、そういうことが国際競争力にも結びつくと考えますので、そういった点で、今どういふご見解なのかということ。それと、もし機会があれば、せつかく港区でそういう計画をつくったわけですから、こういった地区計画を決定する際にも港区の意見としてぜひ東京都に伝えていただきたい、これは意見ですけども、2つです。

【岩崎土木計画担当課長】　　まず、環状4号線の件でございますけれども、都市計画決定はまだこれからということになります。今、都市計画決定されている環状4号線は総幅員が25メートルで、片側2車線ずつの道路をつくるということになってございます。断面としては、このような形になるということで考えてございます。

それから、東京都がつくりました品川駅・田町駅周辺地区まちづくりガイドライン2014では、環状第4号線は高架ということで、上に上がって、JRの線路を過ぎて123号線のほうにおりていくという形で考えているところでございますけれども、先ほどご説明しましたとおり、今、環境現況調査というものをやっております。この中で具体的な設計案を、これから東京都が考えるということになってございますので、まだはっきりとしたものは決まっております。ですが、まちづくりガイドラインでは高架の案が示されていたということでございます。

【高見沢委員】　　参考資料2の中央の図ですけど、今おっしゃっていたところにちょうど品川駅の北口を整備するという縦線と環状4号がクロスしていますよね。そこにさらに地区計画、区画整理も考えていて、縦の道路が入っていますけど、何もわからないまま描いているわけではなくて、その辺も一応想定して描いていると思うのですが、これがどういう具合につながっているのかというのを知りたいということです。

【岩崎土木計画担当課長】　　参考資料2の真ん中の図面をごらんいただきたいと思いますが、真ん中のところが補123から環4と書いてあるこの間のところでございます。これは環状4号線の延伸部ということになります。こちらの部分を通るということでございます。東京都のまちづくりガイドラインによりますと、この部分は、高輪のほうが非常に高い形になってございますので、そちらの高さに合わせる形で高架というような形で今考えているところでございますけれども、環境現況調査ということで、環境に配慮した設計案を今東京都が考えております。最終的に高架になるかはまだ確定でございませぬけれども、この上を通っていくということでございます。

それから、アクセス路でございますけれども、これは補助332号線から環状4号線につながる路線ということでございます。高さが今どの位置かわからないということでござい

すので、点線ということで描かせていただいております。

それから、青い部分、これが区画道路でございます。区画道路につきましては、今の考えでございますけれども、環状4号線が高架になるだろうということで、立体的に下の地表面で通るということで考えているところでございます。

【富田開発指導課長】 風の道等とガイドラインに出てございますが、風の道の確保を誘導するとともに、敷地内緑化、屋上、壁面緑化などでヒートアイランド対策にも配慮するという記載がございます。そのような観点で風の道等という表現していると考えてございます。

【高見沢委員】 そうではあります、港区としては、今後これに込められた意図をどうやって東京都と進めていくのでしょうか。

【富田開発指導課長】 ガイドラインにも書かれてございますし、地区計画にも書いてございます。一方で、港区で低炭素化計画もつくってございますので、その辺は計画の趣旨、計画の実効性も含めて東京都と協議をしていきたいと考えてございます。

【高橋会長】 杉本委員。

【杉本委員】 もう一点、今の件で、私も先ほど質問した中で、ガイドラインの管理ということで質問した中で、全部今の話に含められているのですが、高見沢委員の大事な視点ですけど、その中で今回は風の道の確保、それともう一つは、視界の抜けの確保、要するにビューポイントですね、視界。これも今回の1つのガイドラインというか、開発計画の中ではポイントとされておりますので、先ほど都と区の会議体も今後さらに活発に行われると思うのですが、その点も大事なポイントですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【高橋会長】 開発指導課長。

【富田開発指導課長】 ご指摘のように、大変大事な視点でございます。一方で、区の景観計画において、今回品川駅周辺につきましては、景観形成特別地区という形で指定してございます。景観、緑にも配慮したまちづくりをしていけると考えてございますので、まちづくりが進む中で区の考え方を示していきたいと考えてございます。

【高橋会長】 大滝委員。

【大滝委員】 今の風の道で、先ほどの私の質問で街区公園が、いわば風の道ということ

になっているとありましたけど、建物自体でも配慮して、風が抜けていくような建物配置も進めるということになるわけですね。その辺をお願いします。

【高橋会長】 開発指導課長。

【富田開発指導課長】 ガイドラインの中でも風の道が書かれていますので、それをもとに配棟間隔も考えてございます。

【高橋会長】 栗原委員。

【栗原委員】 第2東西連絡道路が水処理場のところで切られていますけど、ここら辺は具体的に何か計画があるのですか。このままで行き止まりというのもおかしいなという気がします。

【岩崎土木計画担当課長】 東京都が示したまちづくりガイドラインでございますけれども、こちらでは将来的に補助146号線、今、旧海岸通りと言われているところでございますけど、こちらまで道路を伸ばす計画になってございますが、こちらは東京都の水再生センターの中に道路を整備していくということでございます。東京都では、今、水再生センターの改修工事を行ってございますけれども、その改修工事に合わせて今後道路を整備していきたいと考えているところでございます。

【栗原委員】 この行き止まりのところが水再生センターとの関連で、旧海岸通りまで行くというお話があって、それはどういう形で行くのか、どの辺に行くのかという質問です。

【岩崎土木計画担当課長】 接続先でございますけれども、接続先は既存の道路に接続するような形になってございます。

道路を上がってきて、この部分の先でございますけれども、既存の区道に接続するということになってございます。将来的にでございますけれども、この道路を真っすぐ146号線まで伸ばしていきたいと考えてございます。しかしながら、今ここは水再生センターでございます。この施設をこれから改修するということになってございますので、今後こちらに伸ばしていきたいと考えているところでございます。

【高橋会長】 香川委員。

【香川委員】 土地区画整理事業のところ、アクセス面を考慮いただいているのはわか

りますが、西側といいますか、三田地区とか高輪地区の住民の方がよく利用される道路が混雑するという影響はないのか。例えば商業施設も今後できてくると思いますが、車だけでなく、歩行者の通行や今住んでいる方にあまり支障がないと思ってよろしいのでしょうか。十分な街路、もしくはアクセス路が確保できていると考えてよろしいでしょうか。

【高橋会長】 開発指導課長。

【富田開発指導課長】 将来的には環状4号線を整備いたしますし、歩行者につきましても、地区計画にあるように重層的にデッキレベルで、開発に見合った歩行者ネットワークや交通処理についても、まちづくりを進めていく中で段階的に整備を進めていきたいと考えてございます。

【香川委員】 そこはわかりますが、例えば伊皿子坂の交差点を、泉岳寺から国道15号に抜けてくるとか、もしくは逆の通路とか、そういうところが混雑を引き起こすとか、そういうところの懸念はないのでしょうか。

【高橋会長】 開発指導課長。

【富田開発指導課長】 道路形態というか、まちが変わっていきますので、そういう交差点処理等につきましても、交通管理者であります警視庁とも協議をさせていただきながら、例えば信号現示ですとか、滞留長の変更ですとか、そういうものについて混雑しないような形で交通管理者との協議を進めさせていただきたいと考えてございます。

【高橋会長】 よろしいでしょうか。この2件についてお諮りしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【高橋会長】 それでは、案件ごとにお諮りしたいと思います。

まず、審議事項①東京都市計画道路幹線街路補助線街路第332号線の追加につきまして、原案どおり異議のないもとし、答申することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【高橋会長】 全員賛成です。それでは、全員賛成ですので、そのように決定し、答申いたします。

続きまして、審議事項②東京都市計画土地区画整理事業品川駅周辺土地区画整理事業の決



定につきまして、お諮りしたいと思います。原案どおり異議のないもとして答申することに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【高橋会長】 賛成多数です。それでは、そのように賛成多数と判断しまして、決定しまして答申いたしたいと思います。

続きまして、審議事項③東京都市計画道路都市高速道路第1号線の変更について、そして、審議事項④東京都市計画道路都市高速道路第3号線の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

【坂本都市計画課長】 まず、審議事項③東京都市計画道路都市高速道路第1号線の変更についてご説明させていただきます。事前送付いたしました資料3をごらんください。1枚目が、東京都からの意見照会文の写し、2枚目、1ページ以降が計画図書及び計画書の写しとなっております。資料3に沿ってご説明いたしますが、席上配付いたしましたパワーポイントもご用意しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

まず、パワーポイントをごらんいただきたいと思います。都市高速道路第1号線でございますが、大田区から台東区までの延長約21.9キロメートルの路線でございます。このうち多摩川にかかる高速大師橋について、構造物の長期的な安全性を確保するため、かけかえを行います。これに伴い、かけかえ部分の道路幅員を拡幅するとともに、全線にわたりまして車線の数を定めるため、都市高速道路第1号線の変更を行うもので、東京都決定の案件となっております。

それでは、資料3の最後になりますが、13ページをごらんください。都市計画の案の理由書でございます。下から4行目に記載しておりますが、構造物の長期的な安全性を確保するため、高速大師橋の更新を行うとともに、更新に際して、現行の構造基準に基づき、道路の幅員を現在の16.5メートルから18.2メートルに拡幅し、あわせて、一部区間について車線の数を定めるものでございます。

資料3の2枚目になります。1ページをごらんいただきたいと思います。計画書でございます。種別は自動車専用道路、名称、路線名は都市高速道路第1号線でございます。位置は、

起点が大田区羽田三丁目、終点が台東区北上野一丁目でございます。延長は約2万1,930メートル、構造につきましては記載のとおりでございます。

3ページをごらんください。変更概要を記載しております。大田区羽田三丁目から羽田二丁目の約60メートルについて幅員を16.5メートルから18.2メートルに拡幅いたします。また、車線の数に延長約1万9,540メートルについて4車線、延長約520メートルについて6車線に定めます。

4ページをごらんください。計画図1でございます。上の図の左端でございますが、赤い線で示した部分について幅員が16.5メートルから18.2メートルに変更いたします。

8ページをごらんください。計画図5となっておりますが、3ページの下の図でございます。このちょうどA-A断面と区切つてあるあたりですが、このあたりから港区の計画図となっております。車線数は記載のとおり4車線となっております。

9ページをごらんください。計画図6でございます。ここでは下の図の右端あたりでございますが、ここが浜離宮恩賜庭園となっております。その手前の汐留川までが港区内の計画図となります。車線数は4車線で、一部6車線と記載とされております。

続きまして、審議事項④東京都市計画道路都市高速道路第3号線の変更についてご説明させていただきます。事前送付いたしました資料4をごらんいただきたいと思っております。1枚目が、東京都からの意見照会文の写し、2枚目、1ページ以降が計画図書及び理由書でございます。

まず、パワーポイントをごらんいただきたいと思っております。都市高速道路第3号線は、世田谷区から千代田区までの延長約15.8キロメートルの路線でございます。三軒茶屋出入口口付近から池尻出入口付近までの区間について、建造物の長期的な安全性の確保と渋滞緩和による交通の円滑化を目的に、床版の更新と出入口の変更を行います。これに伴い床版の更新部分を拡幅するとともに、全線にわたり車線の数を決めるため都市高速道路第3号線の変更を行うもので、東京都決定の案件となります。

資料4の最後になります。11ページをごらんください。理由書でございます。下から6行あたりからの記載となりますが、建造物の長期的な安全性を確保するため、床版を更新す

るとともに、現行の構造基準に基づき、路肩等を拡幅する、また、更新にあわせて、出入口口付近の交通の円滑化を目的とした出入口位置の変更及び付加車線の増設を行う。そのため、都市計画の区域及び出口の位置を変更し、あわせて全線について、車線の数を定めるものでございます。

資料の2枚目、1ページをごらんください。計画書でございます。種別は、自動車専用道路、名称、路線名は都市高速道路第3号線でございます。位置は、起点が世田谷区大蔵五丁目、終点が千代田区隼町でございます。延長は約1万5,840メートル、構造は記載のとおりとなっております。

3ページをごらんください。変更概要でございます。世田谷区太子堂二丁目から目黒区大崎二丁目の約1,490メートルについて一部区域を変更いたします。また、車線の数を延長約1万5,000メートルについて4車線、延長約840メートルについて6車線に定めます。さらに出入口1カ所の位置を世田谷区池尻三丁目地内から目黒区大橋二丁目地内に変更いたします。

6ページをごらんください。計画図3でございます。この上の図の右端あたりでございますが、ここから7ページの計画図4にわたりまして、赤い線で示した部分について区域を変更いたします。

8ページをごらんください。計画図5でございます。上の図の右側の部分でございますが、ここの中央に道路の線が引かれておりますが、その右あたりに補22と書いてあるあたりでございますが、この付近が南青山六丁目となっております、ここから9ページの計画図6の下の図のちょうど中央あたりでございますが、大きな交差点が描かれております。ここは外堀通りとの交差点となっておりますが、このあたりまでが港区内の計画図となっております。港区内の車線の数は4車線となっております。

最後に、都市計画手続についてでございます。パワーポイントをごらんいただきたいと思います。東京都都市計画審議会は2月5日を予定しており、都市計画決定は3月上旬を予定しております。

審議事項③東京都都市計画道路都市高速道路第1号線の変更及び審議事項④東京都都市計画道

路都市高速道路第3号線の変更についての説明は以上でございます。

**【高橋会長】** 事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りたいと思います。ご質問、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。大滝委員。

**【大滝委員】** 早期の老朽化対策については必要であると意見がありましたけども、説明の中で例えば資料3でいけば、港区海岸三丁目地区内に入口2カ所、出口2カ所を設けるとか、東新橋一丁目地内に入口1カ所、出口1カ所を設けるとか、入口、出口とたくさん書かれているのですが、これは新たにそういうのを設けるという意味なのかお聞きしたい。それと、高速大師線の更新、造り替えと書いてあるのですが、大師橋のところだけということですね。出口のところについてお聞きしたいです。

**【高橋会長】** 都市計画課長。

**【坂本都市計画課長】** 今ご指摘の資料3でいきますと、1枚めくっていただきまして、1ページにさまざまなことが記載されております。その中に、ご指摘の入口、出口についても記載されておりますが、ここはあくまでも計画図書がこのような記載となるということでございます。ここに記載されているものを全て、今後これからつくっていくということではございません。既にあるものがここに書かれております。その中で、もう一枚めくっていただきまして、3ページに今回の変更概要が記載されておまして、今回はご指摘の高速大師橋の60メートルの区間について幅員を変更するという、それからこれは現状のままでございますが、全区間にわたりまして車線の数を都市計画に定めるということでございます。ご質問の出入口につきましては、さまざま書いてございますが、これは既にあるものとご理解いただければと思います。

**【高橋会長】** よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

ないようでしたら、ただいまの案件につきましてお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【高橋会長】** それでは、案件ごとにお諮りいたします。まず、審議事項③東京都市計画道路都市高速道路第1号線の変更について、原案どおり異議のないものとし、答申すること

に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【高橋会長】 全員賛成です。それでは、全員賛成ということで、そのように決定し、答申いたします。

続きまして、審議事項④東京都市計画道路都市高速道路第3号線の変更につきまして、原案どおり異議のないものとして答申することに賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

(賛成者挙手)

【高橋会長】 全員賛成です。それでは、そのように決定し、答申いたします。

本日は、これで終了したいと思います。事務局から何かご連絡はございますでしょうか。

【坂本都市計画課長】 本日は長時間にわたりましてご審議をいただき、ありがとうございました。

次回の開催についてでございますが、3月29日を予定しております。日時などにつきましては、事務局から改めましてご連絡をさしあげたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

【高橋会長】 どうもありがとうございました。

午後3時36分 閉会